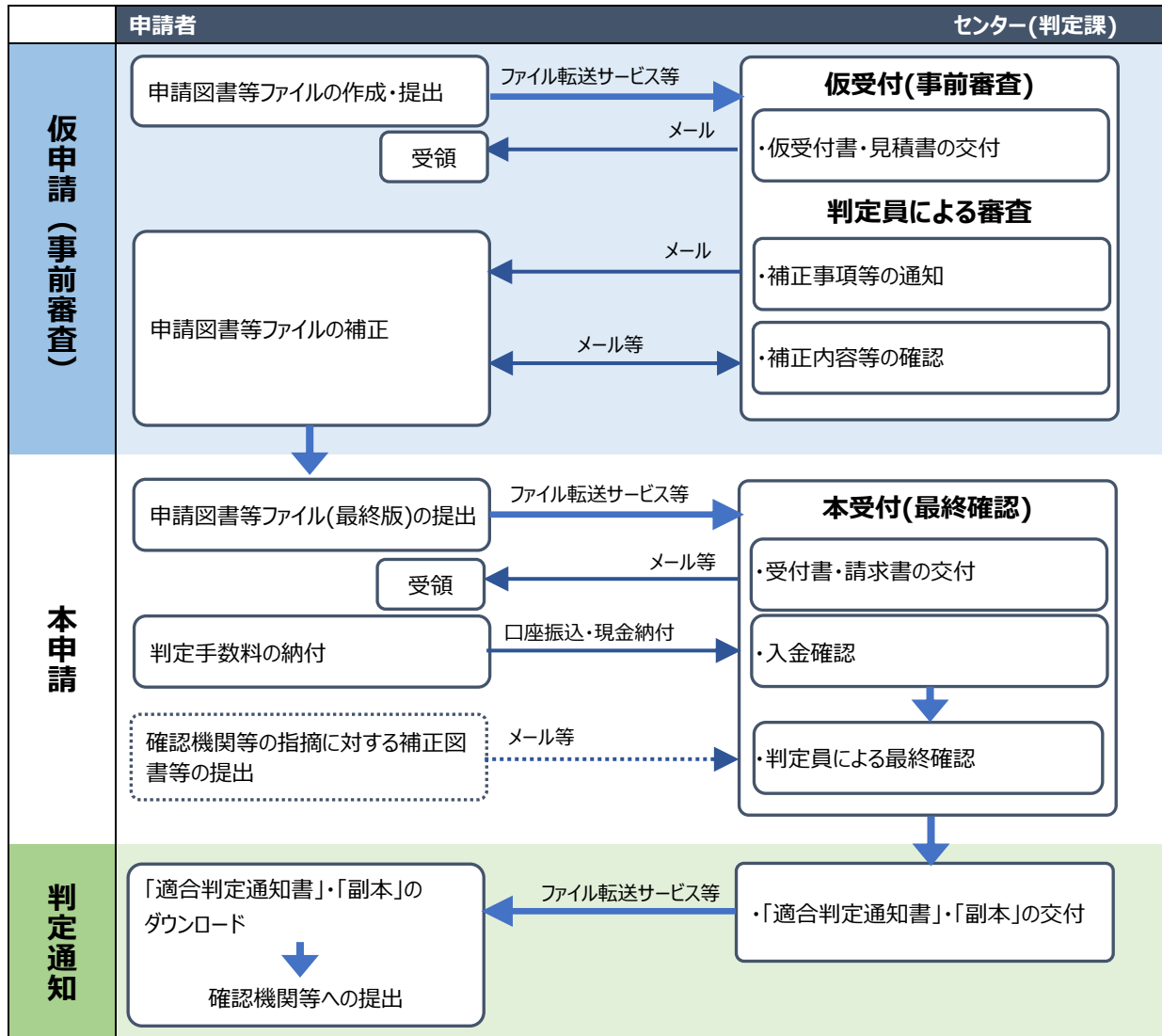


構造計算適合性判定「電子申請」ご利用の手引き

お客様が公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター（以下、「センター」という。）へ構造計算適合性判定の申請図書等（申請書・図書等）を電子データにより提出する「電子申請」の手順と注意点について示します。

電子申請による構造計算適合性判定の流れ	2
留意事項	2
1. 仮申請（事前審査）	
(1) 申請図書等ファイルの作成	3
(2) 申請図書等の提出方法	4
(3) 事前審査時の指摘事項対応	5
(4) 補正後の申請図書等の提出	6
2. 本申請（最終確認）	
(1) 本申請の受理	6
(2) 本申請後の指摘事項対応	6
(3) 確認申請機関等からの指摘事項への対応	6
3 適合判定通知書・副本のお受け取り	
(1) 電子交付	6
(2) 適合判定通知書の書面交付を希望する場合	7
4 その他	
(1) 申請内容の変更について	7
(2) 適合判定通知書等の確認申請機関への提出について	7

電子申請による構造計算適合性判定の流れ



【留意事項】

- 申請者とセンターとのデータの送受信は、メールやファイル転送サービス等のセキュリティ対策がなされた安全なシステムを介して行います。
- 電子申請は書面での申請と異なり、事前審査後に最終版の申請図書等をお送りいただき、申請に不備がないことを最終審査した後、**本受付**となります。
- 電子申請に係る申請図書等のデータ送信は 24 時間可能ですが、審査及び事務手続きは営業時間内（8:30～17:15 土日・祝祭日を除く）に行います。営業時間後に申請図書等をご提出いただいた場合は、翌営業日の受理となることをご了承ください。
- 建築主が電子交付を希望する場合に「適合判定通知書」は電子交付しますが、電子署名やタイムスタンプは付与しません。通知書等のデータに交付番号、交付日、交付者の氏名等を記録する措置にて法令に規定されている署名等に代えます。
- 「適合判定通知書」に添付する「副本」は、申請図書最終版となる電子データのコピーであり、電子データ(PDF ファイル)として交付します。電子署名やタイムスタンプは付与しません。

1 仮申請

下記にしたがって申請図書等を電磁的記録(電子データ)として準備し、仮申請してください。申請図書等に不備がないことを確認します。

(1) 申請図書等ファイルの作成

申請図書等ファイルについては、ファイル形式やファイル名の付け方等に以下のようなルールがあります。

■ 電子申請ファイルの作成について

- ① 提出するファイルはすべて PDF 形式とする
- ② PDF の解像度は 300dpi 以上とする
- ③ PDF はできるだけ単純な構成とする（例えば、作成した図面等を PDF に変換する際、レイヤーを統合する。）
- ④ PDF は可変性がない状態とする（例えば、PDF への直接書き込み（注釈・図形描写機能）による修正は、PDF を再度 PDF として出力する等をして、可変性のない状態とする。）
- ⑤ PDF のセキュリティ機能を利用しない（ファイルの印刷や編集機能をパスワード入力で許可する等の設定を解除する。）
- ⑥ PDF にタイムスタンプを付与しない
- ⑦ 図面は A4 判または A3 判での印刷に対応した PDF とする

■ ファイル名称の付け方・取り纏めについて

申請図書は種類ごとに複数ページの PDF ファイルとして束ねてください。

以下に、提出していただく申請図書等ファイルの一例を示します。

なお、複数棟の判定申請である場合、構造計算書ファイルは棟ごとに作成してください。

- | | |
|---------------|---|
| ① 判定申請書.pdf | … 第一面の日付は、仮申請時には空欄のままとし、本申請（最終版提出）時に記入してください。 |
| ② 委任状.pdf | … 委任日は記載してください。(単ページで構いません。) |
| ③ 建築計画概要書.pdf | |
| ④ 連絡票.pdf | … 申請区分，電子交付の希望，担当者の連絡先，請求書の宛名・送付先など（単ページで構いません。) |
| ⑤ 意匠図一式.pdf | … 設計概要書，付近見取り図，求積図，配置図，各階平面図，立面図，断面図，矩計図，外部・内部仕上げ表など |
| ⑥ 構造図一式.pdf | … 構造特記仕様，各種構造標準図，基礎杭伏図・リスト，各階床梁伏図，軸組図，柱・梁等部材リスト，構造詳細図など |
| ⑦ 構造計算書一式.pdf | … 構造計算方針，荷重算定，一貫計算チェックリスト，一貫計算書出力，二次部材の設計，基礎杭の設計，屋根葺き材等の設計，その他の設計 |
| ⑧ 地盤調査報告書.pdf | |
| ⑨ 認定関係書類.pdf | … 大臣認定書及び別添一式など |

■ 構造計算書を分割する際の注意事項

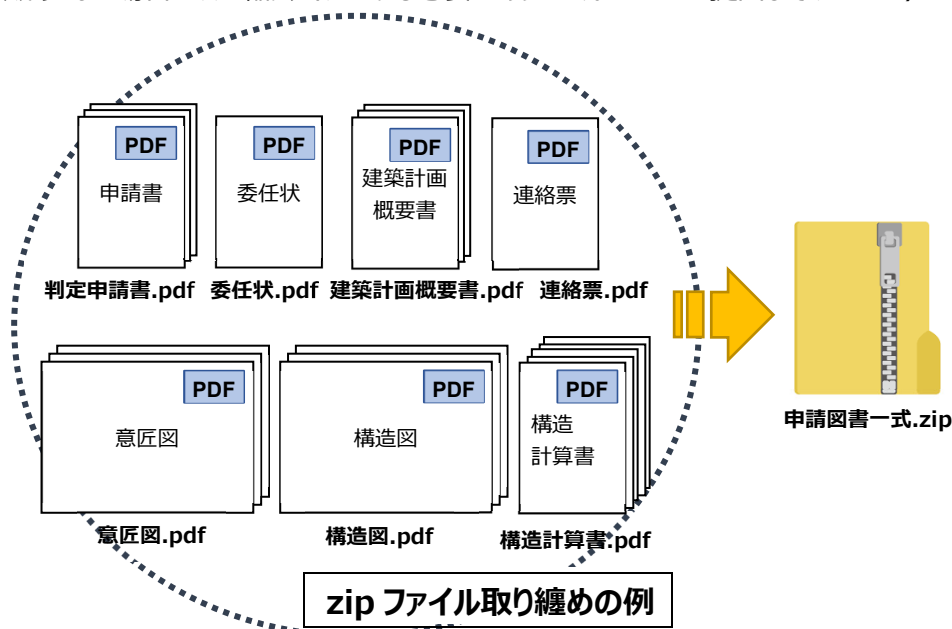
構造計算書を複数のファイルに分割する際は、すべてのファイルのトップページに作成者や法適合確認者の氏

名等を表示してください。

(2) 申請図書等の提出方法

① 申請図書ファイルの取りまとめ

申請図書(PDF)ファイルを取りまとめて zip 形式の圧縮ファイルにしてください。（なお、提出する PDF ファイルの数が少ない場合は、圧縮ファイルにする必要はありません。そのまま提出してください。）



② 申請図書等アップロード窓口の URL 取得

当センターでは、お客様から申請図書等ファイルを受け取るために、ファイル転送サービス『データ便』の受信サービスを準備しています。**電子申請希望のメールを下記までいただければ**、返信にて**ファイルアップロード窓口の URL をお知らせします**。

申請／お問合せ先：判定課 hantei@kjc.or.jp

③ 申請図書のアップロード

返信メールにてお知らせした当センター指定のファイルアップロード窓口 URL にアクセスすると、次の画面が開きます。①で取りまとめた ZIP ファイルあるいは PDF ファイルをドロップないしファイル選択して、担当者等の連絡先を入力したうえでアップロードしてください。

なお、**お客様がご利用中の他のファイル転送サービスを用いても構いません**。ダウンロード先の URL をご連絡願います。申請図書等ファイルの容量が数 MB 以下の場合、電子メールの添付ファイルでの提出も可能です。

ファイル数 0
合計 0 byte

ここに送りたいデータをドロップしてください

アップロード容量: 5.00 GBまで
ファイル数: 100ファイルまで

またはファイルを選択

受信者のコメント

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センターの構造計算適合性判定電子申請窓口です。
ここに、申請図書等の電子データをアップロードしてください。

【必須】コメント欄にご担当者の所属・氏名など連絡先を記載願います。

メールアドレス

コメント

データの受け取り者へのコメントを入力してください

> アップロード方法はこちら

☐ 利用規約に同意します。

アップロード

申請図書アップロード窓口の画面

(3) 事前審査時の指摘事項対応

センターでは判定員等による事前審査を行い、補正すべき事項や追加説明が必要な事項等をお知らせするメールを、連絡票に記載された申請担当者と構造担当者のメールアドレス宛に送付します。指摘回答書とともに構造図や構造計算書の補正・追加部分を PDF ファイルとして提出してください。

(4) 補正後の申請図書等の提出（本申請）

事前審査の過程で、構造図や構造計算書を含む申請図書に補正・追加等があった場合、**事前審査終了後に、最終版となるすべての申請図書等ファイルを、再度提出していただきます**。再提出された申請図書等ファイルの内容を最終審査させていただき、問題がなければ、本申請として受理します。

2 本申請

(1) 本申請の受理

本申請は、前節の仮申請において申請図書等の事前審査をさせていただいたうえで指摘等による補正等を反映させた最終版の申請図書を再提出していただくものです。

事前審査時の指摘回答や補正箇所表示の図書は添付する必要はありません。

(2) 本申請後の指摘事項対応

通常、本申請受理後に指摘することはありません。

(3) 確認申請機関等からの指摘事項への対応

確認申請機関等からの指摘により計画に変更等が生じた場合、構造計算適合性判定の申請図書等にも同様の内容を反映させる必要があります。前節に倣い、指摘等の内容と、追加・補正図書等の PDF ファイルをファイル転送サービスないし電子メールにて送付してください。

なお、適合判定通知書の交付後に変更が生じ、その変更が構造計算適合性判定の再度の審査が必要なものである場合、構造計算適合性判定の再申請が必要となりますので、ご注意ください。

3 適合判定通知書・副本のお受け取り

(1) 電子交付

建築主が電子交付を希望する場合に、「適合判定通知書」を電子データにて交付します。**構造計算適合性判定連絡票**(ないし任意様式)**での届出により、建築主が電子交付を受ける旨の意思表示**していただく必要があります。

「適合判定通知書」については、電子データに交付番号と交付日、交付者となる当センターの名称及び代表者名を記録することで、法令により規定されている署名等に代え、電子署名やタイムスタンプは付与しません。

また、申請データの申請書第一面と構造図の全図面及び構造計算書の表紙に KJC の判定済スタンプを押した上で、そのコピーを「副本」とします。(電子署名やタイムスタンプは付与しません。)

なお、**副本は、申請書及び意匠図面一式、構造図面一式、構造計算書一式を含む PDF ファイルからなり、連絡票や建築計画概要書、委任状、参考資料などの PDF ファイルは含みません。**

電子交付では、上記の適合判定通知書の電子データ(PDF ファイル)と、副本となる PDF ファイル群を取りまとめた zip 形式の圧縮ファイルを、**ファイル転送サービスを通じてお渡します。**

ファイル転送サービスのリンク URL とパスワードをメールにてお知らせしますので、**有効期限内に必ずダウンロードしてください。**

(2) 「適合判定通知書」の書面交付を希望される場合

電子交付を希望する旨の建築主の意思を書面等により確認できない場合は、「適合判定通知書」などの法定通知については書面にて交付するものとし、窓口での手渡しになります。（ご希望により郵送させていただきます。）

「副本」については電子交付希望の有無にかかわらず、申請図書最終版のコピーである電子データ(PDF ファイル)をファイル転送サービスにてお渡します。

4 その他

(1) 申請内容の変更について

適合判定通知書交付後に、建築主や地名地番などが変更され、適合判定通知書の記載内容も変更したい場合は、変更届を提出してください。

なお、計画変更に伴う図面や計算書の変更は認めていません。構造計算適合性判定の再審査が必要ないものであれば構造計算適合性判定機関への届け出は必要ありませんが、再審査が必要なものは計画変更ないし再申請の届け出と判定手数料の納付が必要です。

(2) 適合判定通知書等の確認申請機関への提出について

確認申請機関に適合判定通知書(写し)と副本を提出する必要があります。適合判定通知書や副本を PDF ファイルでなく紙面にて提出する必要がある場合は、当センターが交付した電子データをお客様にて印刷してください。印刷したものは適合判定通知書ないし副本の「写し」となります。

お問い合わせ・申請先

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
審査部 判定課

〒892-0838 鹿児島市新屋敷町 16 番 228 号

TEL 099-224-4548（審査部直通）

E-mail: hantei@kjc.or.jp

<https://www.kjc.or.jp/>